

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第2回権利擁護専門部会 次第

- 1 日時 平成28年9月28日(水) 午後6時30分から
- 2 場所 文京シビックセンター3階A会議室

1 開会

2 議題

(1) 意思決定支援について(講義)

高山会長

(2) 事例発表1 就労支援に関わる意思決定支援

大形委員

(3) 事例発表2 成年後見制度における意思決定支援

浦崎委員

3 その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・参考資料 神奈川県障害者自立支援協議会会長メッセージ
- ・資料第1号 意思決定支援について
- ・資料第2号 就労支援における意思決定支援

メッセージ

共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて

2016年9月1日

神奈川県障害者自立支援協議会

会長 鈴木 敏彦 (和泉短期大学)

津久井やまゆり園の事件（以下、事件と記します。）においてお亡くなりなされた方々、ご遺族の皆さまに衷心より哀悼の意を表します。また、事件により傷を負われた利用者の方々、ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。さらに、困難な状況のなかで懸命に利用者支援に当たっておられる社会福祉法人かながわ共同会の職員の皆さまに深く敬意を表します。

＊

わが国では、国連障害者権利条約の理念を実現すべく、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目指しています。また、本年4月には「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的とする障害者差別解消法が施行されました。

＊

神奈川県においても、「かながわ障害者計画」（平成26～30年度）では、「障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」を基本方針に掲げています。また県内では、障害当事者による「あおぞら宣言（知的障害者施設利用者宣言）」が公にされるなど、さまざまな場において障害者の人権擁護に真摯に向き合ってきました。このような取組みの一端を担うべく、神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法及び神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱に基づき設置され、「かながわの障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進する」ことを目的として活動してまいりました。

＊

報道によると、事件の容疑者は障害者の存在を否定する許しがたい発言を行っていることが明らかにされています。かつて国連は、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」（1979年、国連「国際障害者年行動計画」より）とのメッセージを發しましたが、いま、まさにこの言葉の意味が問われています。事件は、共生社会を目指し歩んできた世界の、またわが国の多くの人々に、大きな衝撃を与えるものです。同時に、大変残念ながら、これまでの共生社会への取組みが、いまだ道半ばにあることを、私たちの社会に突きつけることとなりました。

＊

神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者を排除する考え方を強く否定し、障害者一人ひとりが地域においてその人らしい自立した生活を送ることができるよう、今後も多様な支援の実現に向けて取り組む必要があります。また、県内の障害保健福祉圏域自立支援協議会及び市町村協議会、さらには全国の都道府県及び市町村の協議会に、共生社会の実現に向けた歩みを一歩たりとも緩めることなく、さらなる進展を目指すための連携と協働を呼びかけます。

権利条約 第十二条 法律の前に ひとしく認められる権利

- 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 条約では、判断能力に支障のある人の権利を制限するのではなく、社会的支援の充実により、判断能力を最大化するための支援を重要視している。
- 保護的な「成年後見制度」から「**意思決定支援制度**」へのパラダイムシフトがある。

基本法の一部を改正する法律 (平成 23年 8月 5日施行)

- 第二十三条：国及び地方公共団体は、**障害者の意思決定の支援に配慮しつつ**、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 意思決定の支援が本人主体の支援を実現する前提であることが、国レベルで認められてきている。
- 支援者は、これら法律に明記された意思決定支援の具体的な内容や支援方法等を明らかにし、日々の支援の中に意思決定支援のシステムを組み込むことが求められている。

権利条約がもたらした バフタイムシフト

- 近代市民社会では、個人の自由がその成立要件となる。そこには「“普通”の市民は理性的に物事を判断できる」という前提があり、その自由な契約に委ねておけば大丈夫という「自由契約社会」の考え方がある。
- 社会には“例外的”に判断能力に支障のある人（知的障がい、認知症等）が存在し、その人が行う契約によって不利益を被り、社会が混乱するので、その人の自由を制限し、社会から守る、または社会秩序を守るために、これまでの社会福祉、成年後見制度は形成されてきた。
- 知的に障がいがあり、判断能力に支障のある人たちは、これまでは常に「保護の客体」であった。

意思決定とは

- ある目標を達成するために、複数の選択可能な代替的手段の中から最適なものを選ぶこと。（大辞林）であり、「選択」という要素が加わる。
- 「意思決定支援」とは、誰でも心に浮かべる漠然とした「思い」や「考え」を形にし（表出化）、本人が主体的に何かを選択していくことを支援するプロセスである。
- どんなに障がいの重い人でも意思決定はできる。それは程度の問題であり、周囲の配慮で開発できる。
- 意思決定をする意識は、使えば使うほど強まり、成長していくもの（エンパワメント）である。

意思決定支援には様々な場面がある

- 意思決定は「どのサービスを利用するか決める」、
「車の売買契約を交わす」といった非日常的な場面で
の意思決定から、「昼食は何を食べるか」「どんな服
を着ようか」といった日常的な場面まで、様々なレベ
ルの意思決定がある。
- 障がいのある人が主体的な人生を送っていく上では、
日常生活場面での意思決定の重要性が十分に認識され
る必要がある。毎日の繰り返しの中で、自分のことを
自分で決める経験を積み上げることが自己信頼につな
がり、さらに意思決定する意識を高めていく。
- その循環の中でこそ、本人のエンパワメントが実現し
ていくのであり、日常生活場面での意思決定支援に主
に関わるのは、家庭生活においては親であり、施設や
事業所での生活場面では支援者である。

意思決定と自己決定の違い

- 意思決定：日常生活のさまざまな場面で、快や不快という枠組みを通して、物事をきめること
- 三島の「うなぎ桜屋」で磯自慢と白焼きを頼む。
静岡の「三河屋」でサッポロラガーとおでんを頼む。
- 自己決定：非日常場面で、複合的要素を含み、総合的な判断で、物事を決めること
- 就職をする、退職をする、結婚をする、離婚をする、マンションを購入する、臓器を提供する
- 一身専属事項

自己決定が制限される場合もある

- すべての人が曖昧で部分的な自己決定をして生きている中で、障がいのある人だけが、自己決定ができることが一人前の市民として認められる要件であるかのように自己決定を要求されているとして注意を促している。川越敏司（公立はこだて未来大学）
- 自己決定は何より優先されるべきものではないし、本人の言うことを何でも聞くということが正しいわけでもないということを確認しておく必要がある。
- 自己決定が制限される場合もあるが、本人の意思決定を尊重する立場からは、できる限り**パターンリズム**を行使しないで**支援できる方法が重要**である。

意思決定支援を構成する要素

- 意思決定の前提となる環境要因へのアプローチ
- 実際に意思決定を行う際の支援方法
 - ① わかりやすい情報提供
 - ② 意思表出支援
 - ③ チームアプローチ
 - ④ 何でも言える信頼関係、失敗できる環境設定といった配慮面
 - ⑤ 結果のフィードバックによって、成功体験（表出した意思がわかってもらえた、その通りになった）や失敗体験（思い通りにはならなかったけど、自分で決めた）の積み重ねが必要

れた意思決定」

- 他者の支援を活用しながら行う「支援された意思決定」の考え方が導入され、判断能力については、場面ごとに、その有無を判断するという、徹底した「決定限定的」支援を求めている。
- 意思決定の理解力や判断能力が最も低下している環境を少なくすることを目指している。
- 本人には、意思決定能力があるという確信に基づいて、その力を回復、強化していくエンパワメントやストレングスの視点、また本人を取り巻く環境を調整していく社会モデルを目指している